

## まちづくりサポーター（市民参加推進員）について

久喜市市民参加条例（抄）

平成22年3月23日

条例第3号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第16条 市長は、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をすすめるよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- (2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

## &lt;実績&gt;

## 令和3年4月1日現在の登録人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標（人）	45	50	55
実績（人）	46	44（※）	—

※うち附属機関の委員15人、行政区長5人

## &lt;今後の対応&gt;

## ①若者へのまちづくりサポーターへの登録呼びかけ

- ・前年度に引き続き、まちづくりサポーターの募集チラシを市内の中学校・高校・平成国際大学へ配布予定（令和4年1月頃）。

## ②SNSを活用

- ・広報くき、久喜市ホームページに加えて、ツイッター、フェイスブック、LINE、市政・イベント情報メール配信サービスを利用し、市民参加推進員の登録を呼びかける（令和4年3月頃）。

## ③電子申請サービス等を活用

- ・専用サイトから申請や届出等を行うことができる電子申請サービス等を活用する等、市民からのまちづくりサポーター（市民参加推進員）の登録手続をしやすい環境づくりを検討する。

④審議会委員等への登録呼びかけ

- ・各所管課に対し、審議会等を開催する際に、まちづくりサポーターの募集チラシの配布を依頼。

⑤まちづくりサポーターのミーティングの開催について

※令和3年度に実施するかどうか

(案)

- ・時期 10月～12月の間  
(新型コロナウイルス感染症の状況をみながら判断)
- ・場所 ふれあいセンター、鷺宮西コミュニティセンター等
- ・内容 (例) 附属機関委員(公募)の方の体験談、意見交換など

みんなで育てよう！「協働のまちづくり」

# まちづくりサポーター (市民参加推進員)に登録しませんか！

## あした ～みんなでつくろう！未来の久喜市～

### Q 市民参加ってなに？

A 市民の皆さんが、市の政策等について意見を述べ、または提案することをいいます。

### Q 市民参加推進員制度ってなに？

A まちづくりサポーター（市民参加推進員）に登録された市民の方が、市からの市民参加に関する情報提供に基づき、自ら積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民の皆さんに対して市政への参加を働きかけるといふ、市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。

### Q まちづくりサポーター（市民参加推進員）ってなにをするの？

A 市から送られる市民参加に関する情報に基づき、興味のあるものに参加するとともに、友人や知人など（市民の皆さん）に市民参加の働きかけをします。

#### 登録できる方(資格)

年齢13歳以上で、  
市内に住んでいる人、通勤している人、通学している人

#### 登録期間

登録期間は、登録した日から1年を経過する日の  
年度の末日（3月31日）までです。  
登録期間が終了したときは再登録できます。

#### 登録方法

「久喜市市民参加推進員登録事項届出書」に必要事項を記入の上、郵送または持参、FAX、Eメールで市民生活課へ提出してください。登録は随時受け付けています。

届出書は、市民生活課（市役所本庁舎3階）や主な公共施設に設置している市民参加コーナーで配布しているほか、市ホームページの「市民参加推進員」のページ（<http://www.city.kuki.lg.jp/shisei/kyodo/sanka/suishin.html>）からダウンロードできます。

#### 個人情報の取扱い

登録された個人情報は、この制度の目的以外の利用および第三者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。

ホームページはこちら↓

#### お問い合わせ

久喜市役所 市民生活課 自治振興係

〒346-8501 久喜市下早見85-3

電話 22-1111（内線2621・2622） FAX 22-3319

Eメール [shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp](mailto:shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp)



